

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社スパーク
住所	広島県広島市西区商工センター2丁目17-37
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	令和3年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	各種食料品小売業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 5811)
事業の概要	創業 昭和53年 食品スーパーマーケット

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

温室ガスの排出抑制にあたっては、営業本部長を総括とし、環境対策部長を推進責任者とする。また、各店舗におけるCO₂抑制対策については、各店舗の店長を中心として取り組みを行う。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量(*5)	7,944 t-CO ₂	7,904 t-CO ₂	0.5 %
温室効果ガス みなし排出量(*6)		t-CO ₂	%
目標設定の考え方	既存店の抑制努力も考慮し、削減目標を0.5%で設定。但し新店計画等による排出量の増加、または設備のリニューアル等による削減の可能性もあり。		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連續した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素 (CO₂) - 起源のもの及び非CO₂ - 起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、メトキシカーボン、パーカルオカーボン及び六ふつ化硫黄) の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものという。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちCO₂ - 起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
各種食料品小売業	0.3093	0.3077	0.5 %
			%
			%
原単位の指標及び 目標設定の考え方	既存店の削減努力も考慮し、削減目標0.5%で設定。 また、設備のリニューアルによる原単位削減の可能性もあり。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

デマンド監視装置による節電対応の実施や照明設備のLED化の推進

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

実施予定なし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

食品の製造、加工における合理化（廃棄物の削減）、および
物流の合理化の推進

5 その他の取組

定期的な社員教育と省エネ法に伴う合理化の推進

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものという。

*8 環境価値とは、カセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。